

国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の施行期日を定める細則

平成30年2月26日制定

平成30年細則第7号

学長は、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年規程第26号）附則の規定に基づき、この細則を制定する。

国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の施行期日は、平成30年4月1日とする。